

○原子力規制委員会規則第一号

原子力規制委員会設置法（平成二十四年法律第四十七号）の一部の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、及び関係法令を実施するため、原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う原子力規制委員会関係規則の整備に関する規則を次のように定める。

平成二十四年三月二十九日

原子力規制委員会委員長 田中 俊一

原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う原子力規制委員会関係規則の整備に関する規則

（核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則の一部改正）

第一条 核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則（昭和三十二年

総 理 府
通商産業省

令第一号）の一部

を次のように改正する。

様式第二裏面中「、文部科学大臣」及び「については原子力規制委員会」を削り、「文部科学大臣と」を「原子力規制委員会と」に改める。

(試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則の一部改正)

第二条 試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則(昭和三十二年総理府令第八十三号)の一部を次のように改正する。

様式第三裏面中「、~~文部科学大臣~~」及び「~~については原子力規制委員会~~」を削り、「~~文部科学大臣と~~」を「~~原子力規制委員会~~」に改める。

(核燃料物質の使用等に関する規則の一部改正)

第三条 核燃料物質の使用等に関する規則(昭和三十二年総理府令第八十四号)の一部を次のように改正する。

様式第二裏面中「、~~文部科学大臣~~」及び「~~については原子力規制委員会~~」を削り、「~~文部科学大臣と~~」を「~~原子力規制委員会~~」に改める。

(核燃料物質の加工の事業に関する規則の一部改正)

第四条 核燃料物質の加工の事業に関する規則(昭和四十一年総理府令第三十七号)の一部を次のように改正する。

様式第三の二裏面中「同条第6項中「前項」とあるのは」の上に「、」を加え、「同条第7項中「前項第1号」とあるのは「第22条第6項において準用する前項第1号」と、同条第8項中「第6項」とあるのは「第22条第6項において準用する第6項」とを挿入。

様式第四裏面中「、文部科学大臣」及び「については原子力規制委員会」を削り、「文部科学大臣と」を「原子力規制委員会」に改める。

(核原料物質の使用に関する規則の一部改正)

第五条 核原料物質の使用に関する規則（昭和四十三年総理府令第四十六号）の一部を次のように改正する。

様式第二裏面中「、文部科学大臣」及び「については原子力規制委員会」を削り、「文部科学大臣と」を「原子力規制委員会」に改める。

(使用済燃料の再処理の事業に関する規則の一部改正)

第六条 使用済燃料の再処理の事業に関する規則（昭和四十六年総理府令第十号）の一部を次のように改正する。

様式第三裏面中「、文部科学大臣」及び「については原子力規制委員会」を削り、「文部科学大臣と」

を「原子力規制委員会」に改める。

(核燃料物質等の工場又は事業所の外における廃棄に関する規則の一部改正)

第七条 核燃料物質等の工場又は事業所の外における廃棄に関する規則(昭和五十三年総理府令第五十六号)の一部を次のように改正する。

様式裏面中「、文部科学大臣」及び「については原子力規制委員会」を削り、「文部科学大臣と」を「原子力規制委員会」とに改める。

(核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則の一部改正)

第八条 核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則(昭和五十三年総理府令第五十七号)の一部を次のように改正する。

様式第八裏面中「、文部科学大臣」及び「については原子力規制委員会」を削り、「文部科学大臣と」を「原子力規制委員会」とに改める。

(実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の一部改正)

第九条 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則(昭和五十三年通商産業省令第七十七号)の一部を

次のように改正する。

様式第三裏面中「、文部科学大臣」及び「については原子力規制委員会」を削り、「文部科学大臣と」を「原子力規制委員会と」に改める。

（核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則の一部改正）

第十条 核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則（昭和六十三年総理府令第一号）の一部を次のように改正する。

様式第六裏面中「、文部科学大臣」及び「については原子力規制委員会」を削り、「文部科学大臣と」を「原子力規制委員会と」に改める。

（核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則の一部改正）

第十一条 核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則（昭和六十三年総理府令第四十七号）の一部を次のように改正する。

様式第二裏面中「環境大臣、文部科学大臣」を「原子力規制委員会」及び「（環境大臣又は）」を「（原子

力規制委員会又は」に改め、「については原子力規制委員会」を削り、「文部科学大臣とする。」を「原子力規制委員会とする。」とし、「環境大臣は」を「原子力規制委員会は」とし、「環境大臣又は」を「原子力規制委員会又は」に改める。

(使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則の一部改正)

第十二条 使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則（平成十二年通商産業省令第百十二号）の一部を次のように改正する。

様式第四裏面中「、文部科学大臣」及び「については原子力規制委員会」を削り、「文部科学大臣と」を「原子力規制委員会と」に改める。

(研究開発段階にある発電の用に供する原子炉の設置、運転等に関する規則の一部改正)

第十三条 研究開発段階にある発電の用に供する原子炉の設置、運転等に関する規則（平成十二年総理府令第百二十二号）の一部を次のように改正する。

様式第四裏面中「、文部科学大臣」及び「については原子力規制委員会」を削り、「文部科学大臣と」を「原子力規制委員会と」に改める。

(独立行政法人原子力安全基盤機構に関する省令の一部改正)

第十四条 独立行政法人原子力安全基盤機構に関する省令(平成十五年経済産業省令第九十四号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

独立行政法人原子力安全基盤機構に関する規則

第一条中「経済産業大臣」を「原子力規制委員会」に改める。

(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の規定に基づく独立行政法人原子力安全基盤機構の検査等の実施に関する省令の一部改正)

第十五条 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の規定に基づく独立行政法人原子力安全基盤機構の検査等の実施に関する省令(平成十五年経済産業省令第一百十二号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の規定に基づく独立行政法人原子力安全基盤機構の検査等の実施に関する規則

様式第四裏面中「、文部科学大臣」及び「については原子力規制委員会」を削り、「文部科学大臣と」を「原子力規制委員会」に改める。

(試験研究の用に供する原子炉等に係る独立行政法人原子力安全基盤機構の確認等に関する省令の一部改正)

第十六条 試験研究の用に供する原子炉等に係る独立行政法人原子力安全基盤機構の確認等に関する省令(平成十五年文部科学省令第四十五号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

試験研究の用に供する原子炉等に係る独立行政法人原子力安全基盤機構の確認等に関する規則

様式第四裏面中「、文部科学大臣」及び「については原子力規制委員会」を削り、「文部科学大臣と」を「原子力規制委員会」に改める。

(核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則の一部改正

第十七条 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則（平成二十年経済産業省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

様式第五裏面中「文部科学大臣」及び「については原子力規制委員会」を削り、「文部科学大臣と」を「原子力規制委員会と」に改める。

（原子力規制庁組織規則の一部改正）

第十八条 原子力規制庁組織規則（平成二十四年原子力規制委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第九条」を「第十条」に、「第十条」を「第十一条」に、「第十四条」を「第十七条」に、「第十五条」を「第十八条」に改める。

第一条第二項中「第四条第一項第八号」を「第四条第一項第十号」に改める。

第二条中「六課」を「七課」に、「監視情報課」を「監視情報課
放射線対策・保障措置課」に改める。

第三条第一項第十五号中「原子力安全規制対策」を「電源利用対策及び原子力安全規制対策」に改める。

第八条第三号を次のように改める。

三 放射線による障害の防止に関する事務のうち放射性物質又は放射線の水準の監視及び測定に関すること。

第八条第一項第三号の次に次の一号を加える。

四 放射能水準の把握のための監視及び測定に関すること。

第十五条を第十八条とし、第十四条を第十七条とし、第十三条を第十四条とし、同条の次に次の二条を加える。

(放射線環境対策室及び企画官)

第十五条 監視情報課に、放射線環境対策室及び企画官一人を置く。

2 放射線環境対策室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 放射線による障害の防止に関する事務のうち放射性物質又は放射線の水準の監視及び測定に関すること。

二 放射能水準の把握のための監視及び測定に関すること。

3 放射線環境対策室に、室長、環境放射能対策官一人及び地方放射線モニタリング対策官三人を置く。

4 環境放射能対策官は、放射線環境対策室の所掌事務のうち専門的事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務を行う。

5 地方放射線モニタリング対策官は、特定の地方における放射性物質又は放射線の水準の監視及び測定並びに放射能水準の把握のための監視及び測定に関する事務のうち専門的事項に関する事務を行う。

6 企画官は、命を受けて、監視情報課の所掌事務に関する特定事項の企画及び立案並びに調整に関する事務を行う。

(放射線規制室及び保障措置室並びに企画官)

第十六条 放射線対策・保障措置課に、放射線規制室及び保障措置室並びに企画官一人を置く。

2 放射線規制室は、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和三十二年法律第六十七号）の施行に関する事務をつかさどる。

3 放射線規制室に、室長及び廃止措置確認専門官二人を置く。

4 廃止措置確認専門官は、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の施行に関する事務

のうち許可の取消し、使用の廃止等に伴う措置に関する専門的事項の調査、指導及び助言に関する事務を行う。

5 保障措置室は、国際約束に基づく保障措置の実施のための規制その他の原子力の平和的利用の確保のための規制に関する事務をつかさどる。

6 保障措置室に、室長を置く。

7 企画官は、命を受けて、放射線対策・保障措置課の所掌事務に関する特定事項の企画及び立案並びに調整に関する事務を行う。

第十二条を第十三条とし、第九条から第十一条までを一条ずつ繰り下げる。

第八条の次に次の一条を加える。

(放射線対策・保障措置課の所掌事務)

第九条 放射線対策・保障措置課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 放射線による障害の防止に関すること(原子力防災課及び監視情報課の所掌に属するものを除く。

)。

一 国際約束に基づく保障措置の実施のための規制その他の原子力の平和的利用の確保のための規制に
関すること。

附則を附則第一項とし、同項の次に次の一項を加える。

2 第十五条第三項の地方放射線モニタリング対策官のうち一人は、平成二十九年三月三十一日まで置かれるものとする。

(原子力規制委員会の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正)

第十九条 原子力規制委員会の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則(平成二十四年原子力規制委員会規則第三号)の一部を次のように改正する。

別表を削り、附則の次に別表として次の四表を加える。

別表第一(第三条、第四条関係)

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和三十二年法律第百六十七号）

第四十一条の七第一項及び第四十一条の十三（これらの規定を第四十一条の十六、第四十一条の十八、第四十一条の二十二、第四十一条の二十四、第四十一条の二十六、第四十一条の三十、第四十一条の三十四及び第四十一条の四十において読み替えて準用する場合を含む。）

別表第二（第五条、第六条関係）

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律

第四十一条の十三（第四十一条の十六、第四十一条の十八、第四十一条の二十二

<p>核燃料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則（昭和三十三年総理府令第八十四号）</p>	<p>試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則（昭和三十三年総理府令第八十三号）</p>	
<p>核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則（昭 第六條第六項</p>	<p>第二條の十一第六項</p>	<p>第六條第六項 、第四十一條の二十四、第四十一條の二十六、第四十一條の三十、第四十一條の三十四及び第四十一條の四十において読み替えて準用する場合を含む。）</p>

<p>和三十二年 總理府 通商産業省 令第一号)</p>	<p>核燃料物質の加工の事業に関する規則（昭和四十一年總理府令第三十七号）</p>	<p>核原料物質の使用に関する規則（昭和四十三年總理府令第四十六号）</p>	<p>使用済燃料の再処理の事業に関する規則（昭和四十六年總理府令第十号）</p>	<p>実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和五十</p>
	<p>第七条第六項</p>	<p>第三条第六項</p>	<p>第八条第六項</p>	<p>第七条第六項</p>

<p>三年通商産業省令第七十七号)</p>	<p>核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則 (昭和六十三年総理府令第一号)</p>	<p>核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則 (昭和六十三年総理府令第四十七号)</p>	<p>使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則 (平成十二年通商産業省令第一百十二号)</p>
	<p>第十三条第六項</p>	<p>第二十六条第六項</p>	<p>第二十七条第六項</p>

<p>研究開発段階にある発電の用に供する原子炉の設置、運転等に関する規則（平成十二年総理府令第二百二十二号）</p>	<p>核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則（平成二十年経済産業省令第二十三号）</p>	<p>第二十五条第六項</p>	<p>第四十四条第六項</p>
<p>放射線同位元素等による放射線障害の防止に関する法律</p>		<p>第四十一条の七第二項第一号（第四十一条の十六、第四十一条の十八、第四十一条の二十二、第四十一条の二十四、第四十一条の二十六、第四十一条の三十、第</p>	

別表第三（第八条、第九条関係）

別表第四（第十条、第十一条関係）

<p>放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律</p>	
<p>第四十一条の七第二項第二号（第四十一条の十六、第四十一条の十八、第四十一条の二十二、第四十一条の二十四、第四十一条の二十六、第四十一条の三十、第四十一条の三十四及び第四十一条の四十において準用する場合を含む。）</p>	<p>第四十一条の三十四及び第四十一条の四十において準用する場合を含む。）</p>
<p>放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施</p>	<p>第二十条第四項第六号及び第二十二條第</p>

行規則（昭和三十五年総理府令第五十六号）

二項第二号

附 則

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。